

# 附 属 資 料

- 1 新・北海道総合計画の概要「地域づくりの基本方向（第4章）」（p 4 1）
- 2 「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」及び「新・北海道総合計画」の推進に向けた連携・協働による地域づくりのイメージ（p 4 2）
- 3 地域重点プロジェクト一覧（開発建設部及び振興局）（p 4 3）
- 4 地域づくり連携会議及び地域づくり連携会議・合同会議設置規約（p 4 4）
- 5 主な特定分野別計画一覧（p 5 1）
- 6 用語解説（p 5 8）

## 1 新・北海道総合計画の概要「地域づくりの基本方向（第4章）」

3つの視点により持続可能で活力ある地域づくりを進めます。

### 3つの視点による地域づくり

連携・相互補完を強める

地域の個性や魅力を  
最大限に生かす

「地域のことは地域で決める」  
地域主権型社会をつくる

### 計画推進上のエリア設定

拠点性高い都市を中核とする6つの「連携地域」を設定し、地域の活性化を図り、暮らしの安全・安心を確保します。

#### 道北連携地域

豊富な農林水産資源などを生かした産業の集積の促進  
風力、木質バイオマス、バイオエタノールなど新しいエネルギー導入の促進  
サハリン州との経済、文化交流促進や安全・安心で活力ある離島生活の確保 など

#### オホーツク連携地域

オホーツクの統一イメージの形成  
発信による地域ブランドの確立  
知床など特色のある自然を生かした環境と調和する観光の展開 など

#### 道央広域連携地域

本道経済をリードするものづくり産業や先端技術産業、環境、リサイクル産業の展開  
湖や温泉など多様な資源を生かした国際観光や体験・滞在型観光の振興  
アイヌ文化の保存・伝承や炭鉱遺産の活用などによる地域づくりの推進 など

#### 釧路・根室連携地域

安全・安心で良質な農水産物の供給と地域ブランドづくり  
北方領土の早期返還に向けた情報発信・交流の推進 など

#### 道南連携地域

北海道新幹線の開業を生かした地域づくり  
食や歴史的遺産・伝統文化などを活用した観光の振興 など

#### 十勝連携地域

食品産業や外食産業との連携などによる農水産物の付加価値向上  
バイオエタノールの製造や木質資源の利活用などバイオマス関連の新産業創出 など

### 政策展開方針

6つの連携地域ごとに、地域のめざす姿や地域で重点的に取り組む政策などを盛り込んだ「政策展開方針」を策定し、地域に根ざした政策を展開します。

2 「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」及び「新・北海道総合計画」の推進に向けた連携・協働による地域づくりのイメージ

**(国) 地球環境時代を先導する  
新たな北海道総合開発計画**

- 【第4章 第3節 魅力と活力ある北国の地域づくり・まちづくり】
- ・地域経済や暮らしにおけるつながりを持つ6つの広域的な生活圏を単位とし、圏域全体で暮らしや経済を支えていくことが必要である。
  - ・地域における行政・民間の多様な主体は、地域の将来像の実現に向けて、適切な役割分担の下、ハード・ソフトの両面にわたる多様な連携・協働を推進する。

**(道) 新・北海道総合計画**

- 【第4章 地域づくりの基本方向】
- ・持続可能で活力ある地域づくりに向け、都市と農山漁村の連携、多様な主体の協働による「連携と相互補完」による地域づくりが必要。
  - ・6つの計画推進上のエリアを「連携地域」とし、このエリア内において広域的、多層的な連携・相互補完を強める。
  - ・連携地域ごとに政策展開方針（仮称）を策定し、地域に根ざした政策を展開

【共通理念】 多様な主体の連携・協働による地域づくり

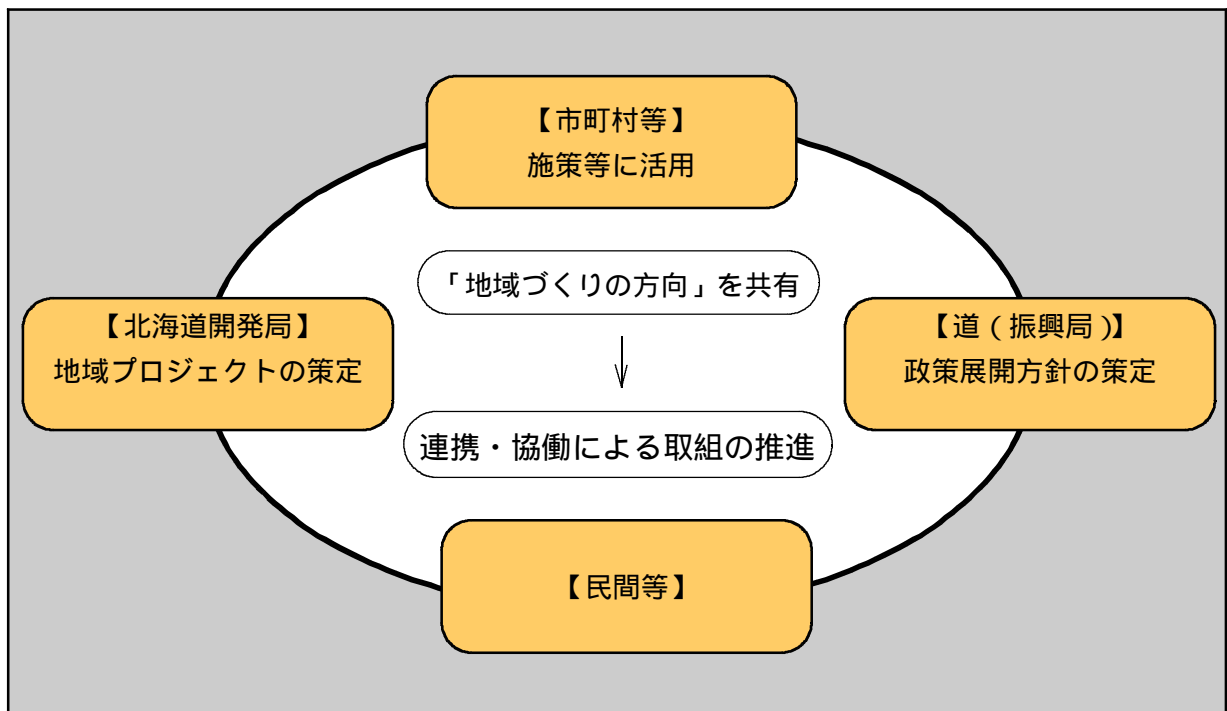
地域づくり検討の場の設置

振興局ごとに **地域づくり連携会議** を設置

連携地域ごとに **地域づくり連携会議・合同会議** を設置

「地域づくりの方向」を検討

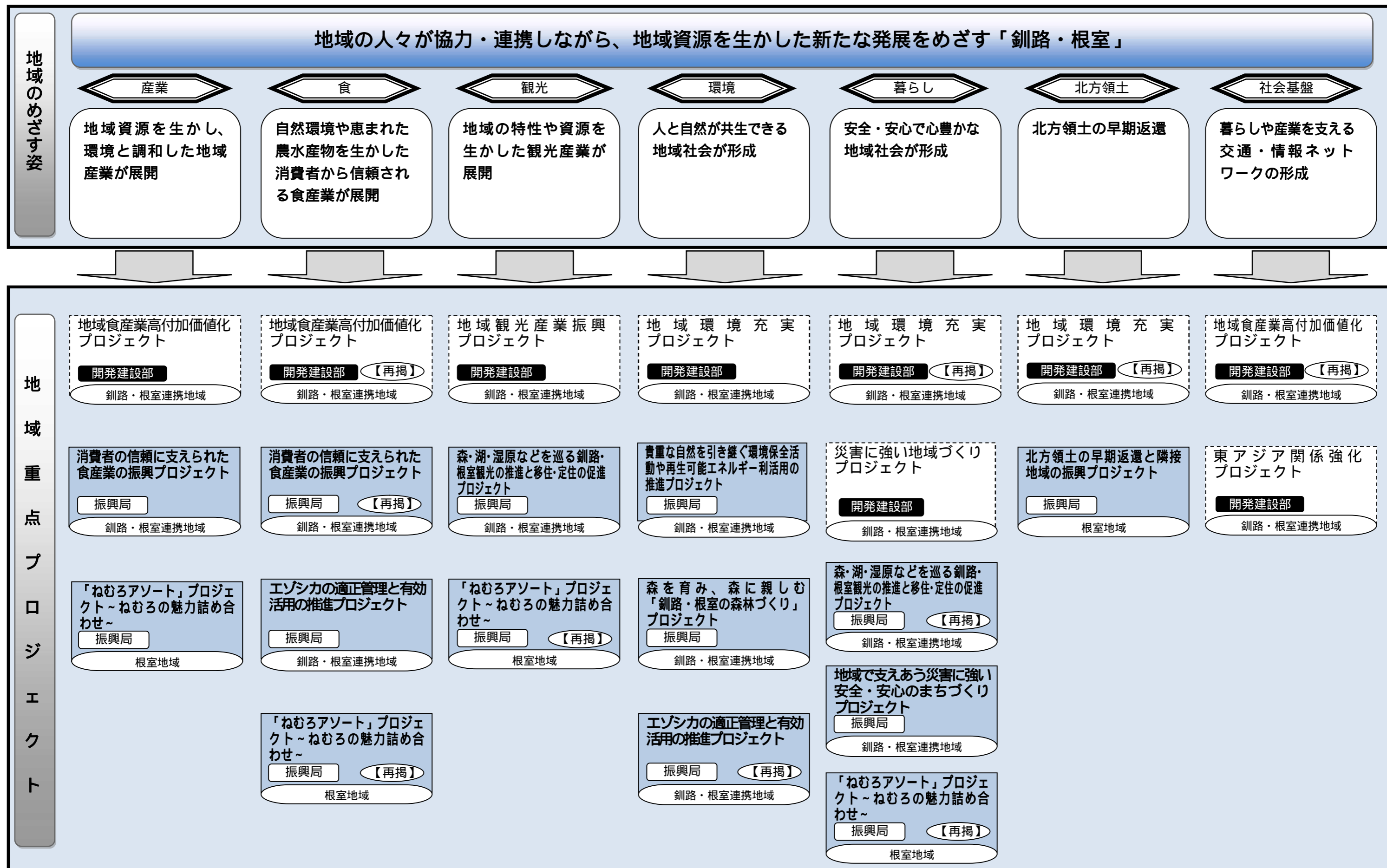
毎年度、推進状況を確認



多様な主体の連携・協働による魅力と活力ある地域社会の実現

3 地域重点プロジェクト一覧（開発建設部及び振興局） < 釧路・根室連携地域 >

地域づくり連携会議等における「地域づくりの方向」の検討を踏まえ、開発局においては、「地域プロジェクト」、道においては、「政策展開方針」を策定し、「地域のめざす姿」の実現に向けて、多様な主体の連携により、次の地域重点プロジェクトを推進します。



## 4 地域づくり連携会議及び地域づくり連携会議・合同会議設置規約

### 釧路地域づくり連携会議及び釧路・根室地域づくり連携会議・合同会議設置規約

#### (名称)

第1条 釧路総合振興局所管区域に設置する会議の名称は、釧路地域づくり連携会議（以下「連携会議」という。）とし、釧路・根室連携地域に設置する会議の名称は、釧路・根室地域づくり連携会議・合同会議（以下「合同会議」という。）とする。

#### (目的)

第2条 連携会議及び合同会議は、北海道が全国に先行して進む人口減少や高齢化等により、地域の活力低下や産業の低迷が懸念されるなど地域を取り巻く環境が厳しさを増す中、地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画及び新・北海道総合計画がスタートすることに伴い、魅力と活力ある地域社会の形成に向け、国、道、市町村などの地域の多様な主体が、地域の将来像を共有し、その実現に向けて、適切な役割分担の下、地域づくりの方向を共有して多様な連携・協働の取組を推進することを目的とする。

#### (議題)

第3条 連携会議及び合同会議の議題は次のとおりとする。なお、合同会議においては、連携会議の検討を踏まえた広域的な観点からの検討や全体調整等を行う。

- (1) 地域の直面する課題に関する事
- (2) 地域づくりの方向に関する事
- (3) 社会資本整備における重点化に関する事
- (4) その他地域づくりのために必要な事項に関する事

#### (構成員等)

第4条 連携会議の構成員は、別表1のとおりとし、有識者、民間団体の関係者等を参画させることができるものとする。

2 合同会議の構成員は、別表2のとおりとし、連携会議の他の構成員や有識者、民間団体の関係者等を参画させることができるものとする。

#### (幹事会)

第5条 連携会議に幹事会を置き、必要に応じて開催する。

- 2 幹事会は、連携会議に関し、必要な検討を行い、連携会議を補佐する。
- 3 幹事会の構成は、別表3のとおりとする。

(事務局)

第6条 連携会議及び合同会議に事務局を置く。

2 連携会議の事務局の庶務は、釧路開発建設部及び釧路総合振興局が共同で処理する。

3 合同会議の事務局は、関係する開発建設部並びに総合振興局及び振興局の協議により、担当する開発建設部並びに総合振興局及び振興局を決定し、共同で庶務を処理する。

(会議の招集)

第7条 会議は、事務局が招集する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、第2条の目的を達成するため必要な事項は、連携会議に諮り別に定める。なお、複数の総合振興局及び振興局にまたがる広域的な連携が必要な場合等は、合同会議に諮るものとする。

附 則 この規約は、平成20年 6月17日から施行する。

附 則 この規約は、平成20年 8月29日から施行する。

附 則 この規約は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則 この規約は、平成24年 8月 3日から施行する。

別表1

「釧路地域づくり連携会議」構成員名簿

区 分	構 成 員	備 考
市町村	釧 路 市 長	
	釧 路 町 長	
	厚 岸 町 長	
	浜 中 町 長	
	標 茶 町 長	
	弟 子 屈 町 長	
	鶴 居 村 長	
	白 糠 町 長	
北海道開発局(開発建設部)	釧路開発建設部長	
北海道	釧路総合振興局長	

別表2

## 「釧路・根室地域づくり連携会議・合同会議」構成員名簿

区 分	構 成 員	備 考
市町村	釧 路 市 長	釧路地方総合開発促進期成会会長
	白 糠 町 長	釧路地方総合開発促進期成会副会長
	根 室 市 長	根室地方総合開発期成会会長
	羅 白 町 長	根室地方総合開発期成会副会長
北海道開発局(開発建設部)	釧路開発建設部長	
北海道	釧路総合振興局長	
	根室振興局長	

別表3

## 「釧路地域づくり連携会議幹事会」構成員名簿

区 分	構 成 員		備 考
市町村	釧 路 市	企画担当課長	
	釧 路 町	企画担当課長	
	厚 岸 町	企画担当課長	
	浜 中 町	企画担当課長	
	標 茶 町	企画担当課長	
	弟 子 屈 町	企画担当課長	
	鶴 居 村	企画担当課長	
	白 糠 町	企画担当課長	
北海道開発局(開発建設部)	釧路開発建設部	地域振興対策室長	
北海道	釧路総合振興局	地域政策部地域政策課長	

【有識者、民間団体関係者等】

平成24年度釧路地域づくり連携会議 参加者

職 名	氏 名	備 考
浜中町農業協同組合代表理事組合長	石 橋 榮 紀	
釧路公立大学地域経済研究センター センター長	佐 野 修 久	
社団法人釧路青年会議所理事長	瀧 波 大 亮	
釧路根室圏まちとくらしネットワーク フォーラム座長	宮 田 昌 利	



## 根室地域づくり連携会議及び釧路・根室地域づくり連携会議・合同会議設置規約

### (名称)

第1条 根室振興局所管区域に設置する会議の名称は、根室地域づくり連携会議(以下「連携会議」という。)とし、釧路・根室連携地域に設置する会議の名称は、釧路・根室地域づくり連携会議・合同会議(以下「合同会議」という。)とする。

### (目的)

第2条 連携会議及び合同会議は、北海道が全国に先行して進む人口減少や高齢化等により、地域の活力低下や産業の低迷が懸念されるなど地域を取り巻く環境が厳しさを増す中、地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画及び新・北海道総合計画がスタートすることに伴い、魅力と活力ある地域社会の形成に向け、国、道、市町村などの地域の多様な主体が、地域の将来像を共有し、その実現に向けて、適切な役割分担の下、地域づくりの方向を共有して多様な連携・協働の取組を推進することを目的とする。

### (議題)

第3条 連携会議及び合同会議の議題は次のとおりとする。なお、合同会議においては、連携会議の検討を踏まえた広域的な観点からの検討や全体調整等を行う。

- (1) 地域の直面する課題に関すること
- (2) 地域づくりの方向に関すること
- (3) 社会資本整備における重点化に関すること
- (4) その他、地域づくりのために必要な事項に関すること

### (構成員等)

第4条 連携会議の構成員は、別表1のとおりとし、有識者、民間団体の関係者等を参画させることができるものとする。

2 合同会議の構成員は、別表2のとおりとし、連携会議の他の構成員や有識者、民間団体の関係者等を参画させることができるものとする。

### (事務局)

第5条 連携会議及び合同会議に事務局を置く。

2 連携会議の事務局の庶務は、釧路開発建設部及び根室振興局が共同で処理する。

3 合同会議の事務局は、関係する開発建設部並びに総合振興局及び振興局の協議により、担当する開発建設部並びに総合振興局及び振興局を決定し、共同で庶務を処理する。

### (会議の招集)

第6条 会議は、事務局が招集する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、第2条の目的を達成するため必要な事項は、連携会議に諮り別に定める。なお、複数の総合振興局・振興局に跨る広域的な連携が必要な場合等は、関係する連携会議の合同会議に諮るものとする。

附 則 この規約は、平成14年 2月 1日から施行する。

この規約は、平成20年 6月17日から施行する。

この規約は、平成20年 8月29日から施行する。

この規約は、平成22年 4月 1日から施行する。

別表1

「根室地域づくり連携会議」構成員名簿

区 分	構 成 員	備 考
市町村	根 室 市 長	
	別 海 町 長	
	中 標 津 町 長	
	標 津 町 長	
	羅 白 町 長	
北海道開発局(開発建設部)	釧路開発建設部長	
北海道	根室振興局長	

別表2

「釧路・根室地域づくり連携会議・合同会議」構成員名簿

区 分	構 成 員	備 考
市町村	釧 路 市 長	釧路地方総合開発促進期成会会長
	白 糠 町 長	釧路地方総合開発促進期成会副会長
	根 室 市 長	根室地方総合開発期成会会長
	羅 白 町 長	根室地方総合開発期成会副会長
北海道開発局(開発建設部)	釧路開発建設部長	
北海道	釧路総合振興局長	
	根室振興局長	

【有識者、民間団体関係者等】

平成24年度根室地域づくり連携会議 参加者

職 名	氏 名	備 考
根室商工会議所会頭	山 下 洋 司	
根室管内商工会連合会会長	阿 部 満 晴	
根室管内農業協同組合長会会長	原 井 松 純	
根室管内漁業協同組合長会会長	竹 内 一 義	
根室観光連盟会長	中 林 直	
根室管内建設業協会会長	高 玉 政 行	

# 5 主な特定分野別計画一覧

平成25年2月末現在

連携地域別政策展開方針は、新・北海道総合計画の推進の手立ての一つとして、地域の特性や特色に応じて、地域に根ざした政策を展開するため、連携地域ごとに市町村や民間の方々などの参画を得て、振興局が主体的に策定するものであり、産業、保健・医療・福祉、環境、教育などの分野ごとの政策を推進する特定分野別計画と相まって、地域に根ざした政策を展開します。

「政策の柱」は、新・北海道総合計画第3章「政策展開の基本方向」における区分(ただし、「6 その他」は除く)  
 計画名の欄内の年度の表示は、策定又は改定予定時期(「 H24年度中」平成24年度中に策定又は改定を予定している計画)

## 1 強みと可能性を生かした力強い経済・産業

< 政策の柱 >

民間需要に支えられた力強い経済の構築

厚みのある地域経済の形成

北海道産業のグローバルな展開

総合政策部		
北海道国際化推進指針	H23～27 (5年)	北海道らしさを活かした国際化の基本方針や重点化の視点を示し、道の各分野にわたる国際化関連施策を重点的、機動的に展開するために策定
新・北海道知的財産戦略推進方策	H23～29 (7年)	道における知的創造サイクルを確立し、新技術・新産業の創出を図るため、道の知的財産に関する施策の展開方向を示したもの
産消協働推進方策	H17～26 (10年)	「産消協働道民宣言」に基づく道民運動を展開していくため、道として総合的・計画的に推進していくことを目的として策定
経済部		
ほっかいどう産業振興ビジョン	H23～26 (4年)	本道経済活性化のための産業振興施策の推進に当たって新たな道すじを示すものとして、重点的かつ集中的に取り組むべき方向性と施策を示すため策定
北海道ものづくり産業振興指針	H18～29 (概ね10年)	ものづくり産業の振興・発展を図るため、中長期的視点に立って、本道ものづくり産業の目指す姿や振興方策を明らかにした指針
北海道サービス産業振興方針	H20～ (概ね5年)	地域を含む全道の経済や雇用を支えるサービス産業の持続的な発展を図るため、今後5年程度を見据え、サービス産業のめざす姿や振興方向を明らかにした方針
北海道小売商業振興方策	-	中長期的な観点から、本道の小売商業の振興を図るため、基本的な考え方を取りまとめたもの
北海道卸売市場整備計画(第9次)	H23～27 (5年)	国の卸売市場整備基本方針に即し、道の社会経済情勢の変化に対応した卸売市場の計画的な整備、市場取引の改善・合理化等を推進することを目的として策定
海外との経済交流推進方策 H24年度中	H25～29 (5年)	国内外の経済環境の変化に的確に対応し、本道経済の一層の国際化を図るための推進方策を策定
北海道バイオ産業振興方針	-	本道におけるバイオ産業の一層の振興を図るため、バイオ産業の振興に取り組む基本的な方向や当面の取り組み方針を取りまとめ策定
北海道観光のくにつくり行動計画 H25年度中	H25～29 (5年)	観光にかかわるすべての者が連携・協働し、知恵を出し合いながら、観光振興に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本的な計画
北海道外客来訪促進計画 H25年度中	H25～29 (5年)	「外客旅行容易化法」、「北海道観光のくにつくり条例」、「同行動計画」の趣旨等を踏まえて、国際観光を総合的、計画的に推進するための計画

農政部		
北海道農業・農村ビジョン21	H16～25 (10年)	道農業・農村の持続的な発展に向け、「食」、「環境」、「人」、「地域」という、これまでとは違った視点に立って、北海道の農業・農村の将来像とその実現に向けた取組の基本方向を明らかにした道内農業関係者共通の指針として策定
第4期北海道農業・農村振興推進計画	H23～27 (5年)	道の農業・農村を取り巻く情勢の変化や課題に的確に対応し、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「北海道農業・農村振興条例」に基づき策定
北海道食の安全・安心基本計画 (第2次)	H21～25 (5年)	食の安全・安心に関する施策を総合的に推進するために、北海道食の安全・安心条例の条項に沿った中期的な施策の目標や内容を明らかにした計画
水産林務部		
北海道水産業・漁村振興推進計画 (第3期) H24年度中	H25～29 (5年)	北海道水産業・漁村振興条例の目的を実現するために、水産業・漁村の振興に関する中長期的な施策の基本的な事項及び漁業生産の目標を示す計画
北海道森林づくり基本計画 H24年度中	H25～34 (10年)	北海道森林づくり条例の目的を実現するために、森林づくりに関する長期的な目標及び施策の基本的事項を示す計画
建設部		
北海道建設産業支援プラン2013(仮称) H24年度中	H25～29 (5年)	建設産業が様々な変化に柔軟に対応し持続・発展を遂げ、地域の経済・雇用を支えるとともに、地域の安全・安心を担い、地域と連携して活力ある地域づくりに大きな役割を果たしていけるよう、建設産業の進むべき方向性と道としての支援施策を示すもの
北海道住生活基本計画	H23～32 (10年)	「住生活基本法」に基づく都道府県計画、北海道における住宅政策の基本として策定した、住まい手・住宅関連事業者・行政の住まいづくりのガイドラインとなる計画

< 政策の柱 >

将来に希望を持って働ける環境整備

経済部		
北海道雇用創出基本計画	H24～27 (4年)	雇用創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定

## 2 安心して心豊かな北海道ライフスタイル

< 政策の柱 >

人口減少・高齢化に対応した社会の構築

安心な暮らしを支える医療と保健・福祉の推進

保健福祉部		
新・北海道保健医療福祉計画	H20～29 (概ね10年)	保健・福祉・医療を取り巻く社会情勢が大きく変改している中、道民に確かな「安心」を提供するため、道がリーダーシップを発揮し、主導的かつ計画的に保健・医療・福祉に関する取組を推進していくこととし、道民や民間団体など多様な主体の参加を得ながら、進むべき方向を明確にするための計画
第二期北の大地 子ども未来づくり北海道計画	H22～26 (5年)	安心して子どもを生み育てることができ、子どもが健やかに成長できる環境や若者の自立をしっかりと支えることができる環境を整備し、子どもの未来に夢や希望が持てる活力ある北海道をめざして、社会全体で少子化対策を総合的、計画的に推進するための計画
北海道医療計画	H20～29 (概ね10年)	道民の医療に対する安心、信頼を確保するため、医療計画を通じて、住民・患者の視点に立って、良質かつ適切な医療を効率的・継続的に提供する体制を確保するための計画
北海道健康増進計画～すこやか北海道21～ H24年度中	H25～34 (10年)	「健康寿命の延伸」をめざし、がん、循環器疾患、糖尿病、COPD(慢性閉塞性肺疾患)、こころの健康、次世代の健康、高齢者の健康、健康づくりを支える社会環境の整備、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒、歯・口腔の14領域における生活習慣の改善や、健診等での早期発見・早期治療による生活習慣病の予防に取り組み、道民の健康づくりを推進するための計画

北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画(第5期)	H24～26 (3年)	高齢者の状態や希望に応じて適切なサービスを総合的かつ効率的に提供するとともに、できるだけ住み慣れた地域や家庭で継続した生活が送れるよう、市町村等と連携して必要なサービスを確保するための方策等を示す高齢者施策全般にわたる総合的な計画
第2期北海道障がい者基本計画 H24年度中	H25～34 (10年)	「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本的な目標とし、障がい者施策の基本的な方向と主要施策を示す、障害者基本法に基づく(都道府県障害者計画(基本計画))
第3期北海道障がい福祉計画	H24～26 (3年)	希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現に向け、地域生活への移行や就労支援の強化など、障がいのある人を主役とした支援体制や仕組みづくりを推進するための計画
<b>建設部</b>		
北海道景観形成ビジョン	H20～29 (10年)	北海道景観条例に基づき、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための構想
北海道景観計画	-	景観法の規定に基づき、景観計画区域内における良好な景観を形成するために必要な事項を定めた計画
北海道公共事業景観形成指針	-	優れた自然、歴史及び文化等の地域の特性を生かし、かつ、時の経過とともに歴史的な価値を増す施設の整備を図るため、道が実施する公共施設の建設その他の公共事業における景観づくりのための基本的な考え方や方向性を定めた指針
北海道都市計画マスタープラン	-	道の都市の現状と都市計画の抱える課題を踏まえ、今後の都市の将来像や都市計画のあり方等について目指すべき方向性を示し「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めていく際の道筋を示すもの
北海道住生活基本計画(再掲)	H23～32 (10年)	「住生活基本法」に基づく都道府県計画、北海道における住宅政策の基本として策定した、住まい手・住宅関連事業者・行政の住まいづくりのガイドラインとなる計画

#### < 政策の柱 >

### 安全・安心な生活の確保

<b>総務部</b>		
北海道地域防災計画	-	予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり防災関係各機関が、道民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、災害対策基本法の規定に基づき作成した計画
北海道国民保護計画	-	武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護法に基づき定めた計画
<b>環境生活部</b>		
北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進方策	-	犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に向けて、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例に基づき、道や市町村、道民等が取り組む防犯活動の手段や方法を体系的に整理し、重点的な取組を計画的、総合的に推進するため策定
第二次北海道犯罪被害者等支援基本計画	H23～27 (5年)	犯罪被害者等基本法及び国の犯罪被害者等基本計画を踏まえ、道として5つの重点課題を設定し、107の具体的施策により、犯罪被害者等の権利利益の保護と適切な支援を推進するため策定
第9次北海道交通安全計画	H23～27 (5年)	人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な諸施策を積極的に推進するための大綱を定めた計画
北海道消費生活基本計画	H22～25 (4年)	道民の消費生活に関する施策についての基本的な方針や、道民の消費生活に関し、道が総合的かつ計画的に講ずべき施策、その他必要な事項を定めた計画
<b>保健福祉部</b>		
新・北海道保健医療福祉計画(再掲)	H20～29 (概ね10年)	保健・福祉・医療を取り巻く社会情勢が大きく変改している中、道民に確かな「安心」を提供するため、道がリーダーシップを発揮し、主導的かつ計画的に保健・医療・福祉に関する取組を推進していくこととし、道民や民間団体など多様な主体の参加を得ながら、進むべき方向を明確にするための計画
<b>農政部</b>		
北海道食の安全・安心基本計画(第2次)(再掲)	H21～25 (5年)	食の安全・安心に関する施策を総合的に推進するために、北海道食の安全・安心条例の条項に沿った中期的な施策の目標や内容を明らかにした計画
<b>建設部</b>		
北海道耐震改修促進計画	H18～27 (10年)	建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づき、道の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画

< 政策の柱 >

多様なライフスタイルの選択を可能にする社会の構築

総務部		
第7期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画 H25年度中	H20～H24	「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づいて作成したものであり、北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策の大綱を示した計画
総合政策部		
北海道国際化推進指針(再掲)	H23～27 (5年)	北海道らしさを活かした国際化の基本方針や重点化の視点を示し、道の各分野にわたる国際化関連施策を重点的、機動的に展開するために策定した指針
環境生活部		
北海道人権施策推進基本方針	-	道政のあらゆる分野で人権に配慮した施策の積極的な推進に努め、真に人権が尊重される北海道づくり取り組むための指針
第2次北海道男女平等参画基本計画	H20～29 (概ね10年)	北海道男女平等参画推進条例の基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に関する施策を総合的、かつ、計画的に推進するために必要な事項を明らかにした計画
第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画	H21～25 (5年)	配偶者からの暴力被害者に対する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定
アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画	-	今後の道におけるアイヌ文化の振興と理解の促進のための基本的方向と必要な施策を示した計画
アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策(第2次)	H21～27 (7年)	アイヌの人たちの自立を促進する関連施策の総合的・効果的な推進を図るため、今後の基本的方向と推進施策を示したもの
北海道文化振興指針	-	文化振興に対する道の姿勢や役割を明らかにするとともに、道の文化行政の基本となる事項を定めた北海道文化振興条例に基づき、道が行う文化振興施策の基本的な方向を明らかにした指針
北海道スポーツ推進計画(仮称) H24年度中	H25～29 (5年)	スポーツ王国北海道の実現のため、道、市町村、民間・団体が連携し、総合的にスポーツ振興を推進するための方向を示す計画
経済部		
北海道グリーン・ツーリズム推進指針	-	グリーン・ツーリズムの意義や取組みに当たった基本的な方向などを明らかにするとともに、農業者や地域住民の主体的な活動を基本としながら、関係団体、市町村、道などがそれぞれの役割を認識し、地域が一体となって、北海道の自然が育んだ農業・農村の特性を十分生かしたグリーン・ツーリズムに持続的に取り組んでいくことを目的として策定
北海道アウトドア活動振興推進計画 H25年度中	H25～29 (5年)	豊かな北海道を将来の世代に引き継ぐとともに、アウトドア活動の持っている可能性を最大限に生かした地域づくりを進めるため、アウトドア活動の振興の基本的な方向を示す計画
教育庁		
北海道教育推進計画	H20～29 (概ね10年)	教育の基本的な理念や目標を実現するための個別・具体的な教育施策や取組を体系的に整理し、20年度以降における北海道がめざす教育の全体像を示す計画
第2次北海道生涯学習推進基本構想	H17～26 (概ね10年)	21世紀における北海道らしい生涯学習社会の進展に向けた基本的な考え方を示すもので、今後の具体的な施策や事業の展開にあたっての基本的理念となるもの

### 3 人と自然がともに生きる環境のフロントランナー

< 政策の柱 >

人と自然の共生を基本とした環境の保全と創造

環境への負担が少ない持続可能な社会の構築

環境生活部		
北海道環境基本計画(第2次計画)	H20～29 (概ね10年)	環境基本条例第10条に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的目標や施策の基本的方向などを示す計画
北海道環境行動計画(どうみんグリーンアクション)	H21～25 (概ね5年)	北海道環境宣言の付属資料「道民・事業者のための環境行動の手引き」を踏まえ、総合的な取組指針となる「北海道環境行動計画」を策定
北海道環境教育基本方針	-	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律第8条に基づく方針として、また、北海道環境基本計画の個別計画として位置付け、「環境教育の推進」と「環境保全の意欲の増進」を図るための方針
北海道地球温暖化対策推進計画	H22～32 (11年)	北海道環境基本計画の個別計画として位置付け、道民・事業者・行政が連携・協働して温暖化対策を推進することにより、わが国が国際社会に約束した温室効果ガス削減目標の達成に地域から貢献するため策定
北海道循環型社会形成推進基本計画	H22～31 (概ね10年)	北海道環境基本計画の目標の一つである「循環型社会の実現」に係る計画として位置付けられ、3R・バイオマス利活用の推進、リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興などによる北海道らしい循環型社会の形成に向け、長期的展望に立ち策定
北海道生物多様性保全計画	H22～31 (概ね10年)	北海道環境基本計画の目標の一つである「自然共生社会の実現」に係る計画に位置づけられ、道における自然環境に関わる取組全般を「生物多様性の保全と持続可能な利用」という観点でまとめ直し、課題に的確に対応していく道筋として策定
北海道湿原保全マスタープラン	-	「北海道自然環境保全指針」の趣旨を踏まえ、人間生活や産業活動との調整を図りつつ湿原を適切に保全するため、広く道民の理解と協力を得ながら、湿原の保護と利用に関する施策が総合的、計画的に推進されるよう、湿原の保全について道の基本的な考え方を示すもの
第11次北海道鳥獣保護事業計画	H24～28 (5年)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第4条第1項の規定に基づき、将来にわたって本道の生物多様性が損なわれることのないよう、鳥獣の生息状況・生息環境等の把握、鳥獣保護区等の指定、適正な狩猟の管理、希少鳥獣の保護、外来鳥獣の排除等、鳥獣保護事業の総合的・計画的な実施を推進する計画
北海道野生動物保護管理指針	-	人間と野生動物との共生及び生物多様性の保全を目指し、野生動物を適正に保護管理するための基本的な考え方を示す指針
北海道動物愛護管理推進計画	H20～29 (10年)	動物愛護管理法第6条及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例第3条第1項に基づき、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的な方向性と、中長期的な目標の明確化、目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、施策を計画的かつ統一的に遂行することを目的に定めた計画
エゾシカ保護管理計画(第4期)	H24～28 (5年)	第11次北海道鳥獣保護事業計画の下で、新たな捕獲のしくみと資源としての捕獲個体の有効活用を併せて推進し、個体数の削減に必要な捕獲数を確保することで、エゾシカと人間の共生及び本道の豊かな生物多様性の保全を図ることを目的に策定する鳥獣保護法に基づく「特定鳥獣保護管理計画」
水産林務部		
北海道森林づくり基本計画(再掲) H24年度中	H25～34 (10年)	北海道森林づくり条例の目的を実現するために、森林づくりに関する長期的な目標及び施策の基本的事項を示す計画
建設部		
次世代北方型居住空間モデル構想 H24年度中	-	将来の持続可能な地域の構築に向けて、地域が有する固有の資源を有効活用することにより、資源を「循環」させ、生活基盤の整備や地域課題の解決方策と連携した取組を進めることで、「コミュニティ・生活」、「産業・雇用」、「都市基盤・環境」の改善にもつながるような「波及効果」を生み出し、さらにはその効果を地域全体で「連鎖」させる取組が求められており、その基本的な考え方などを整理したもの

「環境への負担が少ない持続可能な社会の構築」にのみ該当



< 政策の柱 >

環境と調和したエネルギー対策の推進

経済部		
北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画(第一期)	H23～32 (10年)	北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に基づき、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に関する施策を総合的、計画的に推進するため定めた計画
北海道環境産業振興戦略	H23～27 (5年)	北海道の環境産業を、経済活性化に向けた推進エンジンの一つとして育成・振興を図るため、産業界、研究機関、地域などが、方向性を共有し、連携した取組を進めていけるよう、道として戦略を策定

4 未来を支える創造的な人づくりと知のネットワーク

< 政策の柱 >

産業社会の変化や新しい時代に対応できる人づくりの推進

環境生活部		
北海道協働推進基本指針	-	道政運営の基本理念の一つである「市民と行政との協働による地域社会づくり」を進めていくための具体的な手立てを示す指針
北海道青少年健全育成基本計画	H20～29 (概ね10年)	北海道青少年健全育成条例第9条に定める青少年の健全な育成に関する基本的な計画として位置付け、青少年の健全な育成に関する施策の目標及び基本的事項について定めた計画
経済部		
北海道職業能力開発計画(第9次)	H23～27 (5年)	国の第9次職業能力開発基本計画を踏まえ、今後取り組む職業能力開発の基本的施策の方向性を示し、働く者一人ひとりの職業生活の安定と社会的な評価の向上を目指す計画
教育庁		
北海道教育推進計画(再掲)	H20～29 (概ね10年)	教育の基本的な理念や目標を実現するための個別・具体的な教育施策や取組を体系的に整理し、20年度以降における北海道がめざす教育の全体像を示す計画

< 政策の柱 >

暮らしや産業の質を高める「知のネットワーク」の構築

総合政策部		
北海道科学技術振興戦略 H24年度中	H25～29 (5年)	「北海道科学技術振興条例」に基づく基本計画として、科学技術の振興を通じてめざす北海道の姿(基本目標)を明らかにし、その実現に向けて科学技術の振興に関する基本的方策を定めるもの
北海道IT推進プラン	H23～25 (3年)	ITを活用して北海道を活性化するため、「環境」「観光」「食」「生活」の4つのIT活用ビジョンを北海道全体で共有し、目指すべき方向性と道が取り組む施策を示すもの

## 5 時代を見据えてつくり、生かす社会資本

< 政策の柱 >

社会資本の戦略的・効果的な整備

社会資本の効果的・効率的な維持管理

総合政策部		
ほっかいどう社会資本整備の重点化方針	H20～29 (概ね10年)	今後おおむね10年を見据えた社会資本整備の基本的な考え方を示すとともに、優先性の高い施策・事業の明確化を行い、北海道及び地域にとって真に必要な社会資本整備を着実に進めるための指針(施策・事業優先度編は、3年～4年ごとに点検・評価を行い見直し)
北海道交通ネットワーク総合ビジョン	H20～29 (概ね10年)	新・北海道総合計画の推進を支える、道の交通政策の基本指針
建設部		
道内空港活性化ビジョン	H20～29 (概ね10年)	北海道の航空ネットワーク形成の考え方や、各空港のめざす姿とその実現に向けた方策
公共土木施設の維持管理基本方針	H21～	道路や河川など施設ごとの維持管理作業を体系化し、作業内容別の維持管理水準を設定するなど、効率的・効果的に行っていくための維持管理に対する道の基本的な考え方(必要に応じて見直し)
北海道橋梁長寿命化修繕計画	H24～33 (10年)	北海道が管理する橋梁を、合理的かつ効率的に維持管理し、橋梁の長寿命化並びに修繕及び架け換えに係る費用の縮減や平準化を図るための計画
北海道樋門長寿命化計画 H24年度中	-	北海道が管理する樋門を、効果的かつ効率的に維持管理し、樋門の長寿命化並びに修繕及び更新費用の縮減や平準化を図るための計画

## 6 その他

< 総合計画を推進する上で必要と考えられる特定分野別計画 >

計画推進

地域づくり

総合政策部		
バックアップ拠点構想	-	今後の大災害等におけるリスクを可能な限り低減し、持続可能な社会を構築していくために不可欠な我が国全体のバックアップ体制のあり方を提起するとともに、その中で、本道がバックアップ拠点としての役割を發揮していくための方向性を示すもの

## 6 用語解説

英字で始まる語は、50音順のあとにまとめて載せています。

### ア行

#### 愛食運動

道や生産者・消費者団体など関係者が一体となって取組を進めている「道産食品を愛用しよう」という運動。地産地消、食育、スローフード運動の取組を総合的に普及啓発し、食に対する考え方などを見直す活動。

#### アグリビジネス

農産物の直売や加工・販売、ファームインやファームレストラン、観光農園の開設など、生産者が創意工夫をこらし、自ら生産した農産物や農村景観など豊富な地域資源を生かした事業活動。

#### アソート

主に様々な種類の商品の詰め合わせや食品の盛り合わせを意味する用語。本方針においては、ねむろ地域の魅力を高める取組と、魅力を発信する取組を連携して推進することを「ねむろの魅力詰め合わせ」と表現し、プロジェクト名を「ねむろアソート」としているもの。

#### 医育大学

医師を養成する課程を有する大学。

#### 一時養鹿

野生のエゾシカをわな等で生体捕獲し、食肉などの利用に供するまでの間、一時的に飼育すること。

#### 医療対策協議会

本道における地域医療の充実・確保に向け、医師派遣を巡る諸課題への対応策について医育大学、行政機関及び関係機関が協力して検討・協議を行い、具体的な取組を推進することを目的として平成16年5月に設置された協議会。

#### エコ交通

バス、鉄道等の公共交通機関の活用、自転車の利用、都市への自動車乗り入れ制限、あるいは近距離移動のための小型乗用車の共同使用など、環境に配慮した新しい交通システム。

### エゾシカ関連産業

エゾシカの肉、骨、皮などを解体、加工処理した上で商品化し、流通、販売する産業。

### エゾシカ対策連絡協議会

エゾシカの保護管理並びにエゾシカによる農林業被害及び交通事故の防止等について、関係する行政機関や民間団体など幅広い連携のもと、情報や認識を共有するとともにその方策を検討し、エゾシカの総合対策を推進するため設置された協議会。

### 応急危険度判定

地震により被害を受けた建築物が余震等に対し引き続き安全に使用できるかを判定すること。

### お試し移住

本格的な移住の前に、短～長期的に体験施設等において移住体験を行うこと。

実際にその土地で暮らすことによって、その地のライフスタイル(生活の様式・営み方、また、人生観・価値観・習慣なども含めた個人の生き方。)や気候風土を体験し、本格移住に向けた情報を得ることができる。

## カ行

### 貝殻島コンブ協定

正式名称は「日本漁民による昆布採取に関する北海道水産会とソヴィエト社会主義共和国連邦漁業省との間の協定」であり、1981年8月25日に北海道水産会とソヴィエト連邦漁業省との間で締結された民間協定。この協定に基づき、毎年開催される協議において、その年の貝殻島周辺海域におけるこんぶ漁業の操業条件が決定される。

### 河畔林

一般的に河川と相互に影響を及ぼす(洪水を受ける、日陰をつくるなど)範囲の森林。

### 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

### 間伐材

水資源の涵養や土砂流出・崩壊の防止など森林の有する様々な公益的機能を高度に発揮し、健全で活力のある森林を育成するため、森林の密度を適度に調整して適当な間隔で伐採する間伐により生産された木材であり、森林を適正に管理していく途中で必ず発生するもの。

## 忌避剤

害獣などが近寄らないようにするために用いる薬剤。

## 釧路市森林資源活用円卓会議

釧路市内の7割を占める豊かな森林資源を有効に活用する取り組みを推進するため、木材産出側（川上）から木材利用側（川下）までの様々な関係者が一堂に会して地域の課題等を話し合うことを目的に、釧路市が2010年11月に設置。

## クールサマー

ここ数年の全国的な猛暑や、東日本大震災の影響による本州以南での電力供給のひっ迫が問題となる中、夏場も冷涼な気候を活かし、釧路・根室地域における会議や研修の開催、滞在型観光などの情報発信を推進する取組。

## グリーンツーリズム

ファームイン、農村体験など、農村地域に滞在し、農山村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。

## クリーン農業

たい肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心、品質の高い農産物の生産を進める農業。

## 健康関連産業

健康食品、健康器具、医薬品等製造等の健康関連商品や健康食系外食産業、フィットネス、検診・健康管理等の健康関連サービスなどに関する産業。

## 高規格幹線道路

自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路（本州四国連絡道路を含む）のうち、昭和62年に建設大臣が指定した道路をいう。全国14,000kmのうち、北海道は1,825km。

## 高齢者比率

65歳以上人口（高齢者人口）の総人口に占める割合を示す。

## 国際バルク戦略港湾

大型船舶の活用等により、対象品目を取り扱うアジアの主要港湾と比べて遜色のない物流コスト・サービスを実現し、それにより日本の産業や国民生活に必要な資源、エネルギー、食糧等の物資を安定的かつ安価に供給することを目的とした港湾政策で国が選定。本道からは、釧路港（「穀物」）が選定された。

## 国土保全施設

河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備などを指す。

## 個体数調整

個体数が増加している野生鳥獣について、生息密度が環境収容力に見合った適正な水準になるよう調整すること。

## コミュニティ

町内会のような地縁型の共同体や、地域での共同の活動、暮らしを支える結びつき。

## サ行

### 災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を執るのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等が挙げられる。

### 再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、波力、地熱、バイオマス、雪氷など自然界で起こる現象から取り出すことができ、枯渇することがないエネルギー。

### 栽培漁業

水産資源の維持・増大と漁業生産の向上を図るため、有用水産動物について種苗生産、放流、育成管理等の人為的手段を施して資源を積極的に培養しつつ、漁獲する漁業のあり方。北海道においては、漁場の造成・改良、養殖業を含め位置づけ。

### 雑海藻

主に大型褐藻類、紅藻類等のことを指す。生産及び食用の対象としていない海藻類の総称のこと。コンブ漁場の荒廃原因となっている。

### 産学官連携

企業（産）が、技術シーズや高度な専門知識を持つ大学等（学）や公設試験研究機関等（官）と連携して、新製品開発や新事業創出等を図ること。

### 産業人材

第2・3次産業の企業の内部の人材と企業活動等に重要な役割を果たす周辺人材をいう。

### 産卵礁

人工魚礁単体のうち、特定種の産卵などの増殖を目的として開発された構造物のこと。特にタコ類など付着卵を産卵する種の産卵を促進する増殖施設をいう。

### シーニックバイウェイ

みちをきっかけに地域住民と行政が連携し、美しい景観づくり、活力ある地域づくり、魅力ある観光空間づくりをめざす政策。北海道においては平成17年度から全国に先駆けて本格的に展開。

### 自給飼料

外部から購入するのではなく、自己が所有する土地や他人から借りた土地で栽培・収穫する飼料。

### 資源管理型漁業

漁業活動を通して水産資源の特性や実態を熟知している漁業者が相互に話し合い、資源に対する過度の漁獲圧力を低減させ、地域の漁業や資源の状況に応じた禁漁期、禁漁区の設定、漁具、漁法の制限等自主的な管理を実施して、資源の再生産と有効利用を適切に図りつつ漁業経営の安定化を目指す漁業のあり方。

### 自主防災組織

地域住民が自分たちの地域は自分で守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成する組織。

### 自助・共助

自らの安全を自らで守ること（自助）、地域において互いに助け合うこと（共助）をいう。

### 自然循環型の酪農

土・草・牛の自然循環機能を基本に、地域の自給飼料資源を最大限に活用するとともに、化学肥料・化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめ、家畜排せつ物を適正に処理し活用した「環境に配慮した生産」や、家畜の健康に配慮した飼育管理により、安全・安心で品質の高い畜産物を生産する酪農・畜産のこと。

### 自然の番人宣言

釧路圏域に住む人が自ら「自然の番人」として不法投棄やポイ捨てに目を光らせ、釧路湿原国立公園、阿寒国立公園、厚岸道立自然公園をはじめとする貴重な自然環境を守り、次世代に引き継いでいこうとするもので、平成18年4月に管内全市町村が共同で制定（道内初）。また、根室振興局管内では平成20年に管内全市町が「ねむろ自然の番人宣言」を調印している。

## 自治体病院

都道府県、市町村等の地方公共団体が開設する病院。

## 自治体病院等広域化・連携構想

平成20年1月、厳しい経営環境におかれている自治体病院が担うべき医療の範囲を明確化し、道民の理解のもとに近隣の医療機関と広域的に連携し、地域に必要な1次から1.5次の医療を効率的に提供して、医療に対する住民の安心・信頼の確保と病院経営の健全化を両立させる必要がある中で、「道から市町村、住民への提案」として道が取りまとめた構想。

## 自由訪問

1998年(平成10年)11月、日露両首脳により署名されたモスクワ宣言において、人道的見地から、元島民及びその家族たる日本国民による北方領土への最大限に簡易化されたいわゆる「自由訪問」を実施することについて原則的に合意したことを受け、1999年(平成11年)の日露間の口上書により実現した枠組み。

## 種苗放流

水域での対象資源を増大させることを目的に、人工的に生産した、あるいは他の水域で漁獲した幼稚仔魚などの種苗を天然水域に放流すること。

## 上下流域連携

下流域の水源となる上流域の森林を守るため、林業・農業・水産業に携わる関係者や地域住民等が連携すること。

## 常時観測火山

火山噴火予知連絡会が、中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山として選定した47の火山のこと。気象庁では、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するために、各種観測施設を整備し、関係機関の協力も得て、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。

## 食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、豊かで健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

## 食クラスター

食の分野において、食に関わる幅広い産業(産)と大学や試験研究機関、関係行政機関、金融機関などの関係機関(学官金)がオール北海道で、今まで以上に緊密に連携・協働できる体制を整備し、北海道ならではの食の総合産業を構築しようとする取組のこと。



#### 飼料自給率

畜産物に仕向けられる飼料のうち、国内でどの程度賅われているかを示す指標。「日本標準飼料成分表等」に基づき、TDN（可消化養分総量）に換算したうえで、各飼料を足し上げて算出。

#### 人工林

人手による植栽などを行い成立した森林。

#### 新・ご当地グルメ

交流人口の増加、地域活性化などを目的として、その地域（=ご当地）の特産物（素材）を有効利用し、地産地消を前提とした統一ブランド料理。

#### 森林整備

造林、下刈り、間伐などの作業や森林に被害を与える森林病害虫等の防除、森林の手入れのために必要な路網の整備などの森林への直接的な手入れ。

#### 森林施業

森林を維持・造成するため、植栽、下刈、間伐などの作業を適正に組み合わせ、目的に応じた森林の取扱いをすること。

#### 森林セラピー

森林の地形や自然を利用した医療、リハビリテーション、カウンセリングなど、森林環境を総合的に使いながら、健康増進やリハビリテーションに役立てる療法。

#### 世界自然遺産

1972年のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づき、世界遺産リストに登録された遺跡や景観そして自然など、人類が共有すべき普遍的な価値を持つものを世界遺産という。世界遺産への登録の種類は、「自然遺産」、「文化遺産」、自然遺産・文化遺産の価値を併せ持つ「複合遺産」に分類される。

自然遺産とは、観賞上、学術上または保存上顕著な普遍的価値を有する特徴のある自然の地域、脅威にさらされている動植物の種の生息地や自生地、自然の風景地等をいう。

## 夕行

#### 体験型観光

自然、アウトドアスポーツ、産業、文化などに旅行者自身が直接触れたり、参加したりすることを目的とした観光。

## 滞在型観光

一箇所に滞在し、滞在地で静養や体験型を始めとしたレジャーを楽しむこと、またはそこを拠点に周辺の観光を楽しむレジャー形態のこと。

## 第二次医療圏

第一次医療圏（市町村行政区域）のサービスの提供機能を広域的に支援するとともに、比較的高度で専門性の高いサービスを提供し、おおむね、入院医療サービスの完結をめざす地域単位で、21圏域設定している。

## 地域高規格道路

高規格幹線道路を補完し、地域の自立発展や地域間の連携を支える自動車専用道路またはこれと同等の規格を有する道路として指定される道路。

北海道内では平成23年度末で9路線約538 kmが「計画路線」として指定されている。

## 地域災害拠点病院

災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能や広域搬送への対応機能や医療救護班の派遣機能などを有し、災害時に必要な医療支援を行うための拠点施設（災害拠点病院）のうち、第二次医療圏ごとに整備される病院のこと。

## 地域センター病院

プライマリ・ケアを支援する第二次医療機関であり、かつ、第二次医療圏の中核医療機関として、地域に必要な診療体制を確保し、比較的高専門性の高い医療を担うとともに、地域の医療機関への医師などの派遣、技術援助、地域の医師などを対象とした研修会の実施、無医地区などの巡回診療を行う病院。

## 地域H A C C P（ハサップ）

ハサップ手法を取り入れた、原材料から加工、市場への流通まで一貫した高度な衛生管理を行うことにより構築される、安全・安心な食品供給システム。

H A C C P（ハサップ）については、英字（アルファベット順）の欄に掲載。

## 地域包括ケアシステム

要介護状態となっても住み慣れた地域での生活が続けられるよう、在宅サービスや地域密着型サービスなどの介護サービス、訪問看護、訪問リハビリテーションなどの医療サービス、配食、見守りなどの生活支援サービスなどが、日常生活圏域内で提供される仕組み。

## 地域防災マスター

日ごろの防災活動への参加や地域への呼びかけ、災害時の声かけ活動などをボランティアで行う、道が認定した地域の防災リーダー。

#### 地域防災力

住民ひとり一人が、自らの居住する地域に存在する災害リスクを知り、それに備えることや、自治会等の地域が、高齢者などの避難困難者対策などを地域で対応し、災害犠牲者ゼロを目指し備えること。

#### 地域力

行政をはじめ、住民や自治会、NPO、企業など地域の様々な人々が協力し合いながら、身近な課題を解決したり、地域を活性化させる力のこと。

#### 地域卒学生

卒業した後一定期間道内の地域医療に従事することを条件として入学した者で知事が定めるもの。

#### 地材地消

地域で生産された木材・木製品を地域で有効活用すること。輸送距離の短縮に伴う二酸化炭素排出量の低減や、地域産業の活性化など、環境面と経済面でのメリットがある。

#### 地産地消

地域で生産されたものを地域で消費すること。

#### 鳥獣被害防止特措法

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成20年2月21日施行）。

#### ちょっと暮らし

道内の市町村等が運営主体となり、北海道への移住や二地域居住等を希望している方に対し、生活に必要な家具や家電を備え付けた住宅等を用意し、その地域での生活を体験してもらおう取組。

#### 津波ハザードマップ

津波による災害が予測される区域や避難場所、避難経路など住民が自主的に避難するために必要な防災情報を分かりやすく地図上に示したもの。

#### 道東ドクターヘリ

救急医療の専門医等が同乗して救急現場等に向かい、いち早く重篤救急患者に救命医療を行うことのできる、医療機器等を装備したヘリコプター。道東ドクターヘリは、基地病院は市立釧路総合病院であり、運航圏は釧路・根室圏及びオホーツク圏（北網）となっている。

### トレーサビリティシステム

食品の生産、加工及び流通の特定の一つ又は複数の段階を通じて食品の移動を把握できることで、食品がどこから来てどこへ行ったか分かるようにするもの。

### トレッキング

山などの景観を眺めながら山麓や山腹などを歩いて自然に親しみ楽しむこと。

## ナ行

### ナースバンク

ナースバンク事業とは、看護職員の求人求職情報を集約するとともに、厚生労働大臣の許可を受け、無料で職業紹介を行うほか、求人求職相談、体験研修など、再就業の支援を行う事業。この事業は、道が指定した北海道ナースセンターで実施しており、本所（札幌）の他、5か所（函館、旭川、帯広、釧路、北見）に支所がある。

### ナガコンブ

釧路、根室地方の太平洋沿岸、貝殻島、齒舞諸島、国後島、択捉島の周辺に分布するコンブ。世界のコンブ属のうち最も長くなる種。

### 日ソ漁業協力協定

正式名称は「漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」で、ソ連が200海里漁業専管水域を設定したのに伴い1978年4月21日に両国政府間において締結。本協定は1984年、ソ連側からの破棄通告により一度失効しているが、1985年5月、新たな協定が締結され現在に至っている。この協定等に基づいて毎年開催される協議において、その年のさけ・ます流し網漁業の操業条件等が決定される。

### 日ソ地先沖合漁業協定

正式名称は「日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業分野の相互の関係に関する協定」で1984年12月7日に両国政府間において署名締結。この協定には、日ソ両国間において、双方が自国の200海里水域内において他方の国の国民及び漁船が漁獲を行うことを許可するための条件等が規定されており、この協定に基づき設置される日ソ漁業委員会（現日ソ漁業委員会）が毎年開催され操業条件等が決定される。

## 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく制度。経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、市町村の基本構想に照らして適切であり、その計画の達成される見込みが確実で、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。

## 農業生産工程管理（手法）(GAP)【Good Agricultural Practice】

農産物の生産において、農産物の安全性や品質の確保、環境負荷低減を目的に、適正な生産方法を示す手引きを実践する取組のこと。

## 農商工連携

中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うこと。

## 八行

## バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で石炭や石油などの化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜ふん尿、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥など、また、未利用バイオマスとしては、稲わらなど農作物非食用部や林地残材がある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用などのほか、燃焼して発電したり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。バイオマスに含まれる炭素分は、植物がその成長過程において大気中の二酸化炭素を固定したものであり、バイオマスを燃焼しても大気中の二酸化炭素を増加させないカーボンニュートラルという特性を有する。

## ひがし北海道

道東地域（釧路総合振興局、根室振興局、オホーツク総合振興局及び十勝総合振興局管内）のこと。

## フットパス

遊歩道。自然の中などを散策できるように整備された歩道のこと。イギリスで発祥した「歩くことを楽しむための道」のこと。

## フットパスルート

フットパスの経路。

## ブログポータルサイト

ブログの新着情報をまとめて掲載し、これらのブログの入り口となるサイト。  
ブログ～ウェブサイトに日常の出来事を記録(=log)する Weblog(ウェブログ)の略。  
記事の更新が簡単に行えるようデザインされており、画像などとともに柔らかな表現で投稿し、情報発信が可能なインターネット上のサービス。

## プロモーション

販売促進のための宣伝。観光における誘客促進活動。観光客誘致を目的に、旅行代理店訪問、マスコミ出演、街頭PR、イベント出店などの方法による宣伝誘致、販売PR促進活動のこと。

## 哺育育成センター

農家から預託を受け、生後間もなくから初回受胎までの牛を一括して飼養する施設。子牛の育成にかかる手間や費用を節約できるという利点があり、営農負担の軽減が図られるものである。

## 防災文化

防災・減災に向けて住民の間で共有され、世代を超えて継承される価値、規範、信念、知識や技術、社会構造などのこと。

## 防災ボランティア

災害の「予防(訓練・啓発)」から、「応急・避難生活支援」、そして「復旧・復興・生活再建」などの活動を行うボランティア。

## ホスピタリティ

観光客が安心して快適に観光できるように、地域の人々がおもてなしの心で接し、観光客をあたたかく迎えること。

## 北海道遺産

NPO法人北海道遺産協議会により北海道の宝物として選定された有形・無形の財産で、総計52件。

## 北海道価値

優れた自然環境や高い食料供給力、独自の歴史・文化など北海道の独自性・優位性を示している有形・無形のかげがえのない財産。

## 北海道建設産業支援プラン2013

北海道の建設業者が様々な変化に柔軟に対応し、持続・発展を遂げ、地域の経済・雇用を支えとともに、地域の安全・安心を担い、地域と連携して活力ある地域づくりに大きな役割を果たしていけるよう、建設産業の進むべき方向性と道としての支援施策を総合的に取りまとめたもの。

### 北海道バックアップ拠点構想

今後の大災害等におけるリスクを可能な限り低減し、持続可能な社会を構築していくために不可欠な我が国全体のバックアップ体制のあり方を提起するとともに、その中で、本道がバックアップ拠点としての役割を果たしていくための方向性を示すものとして、北海道が平成24年3月に策定。

### 北方四島周辺水域操業枠組協定

正式名称は「日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定」であり、1998年2月21日に両国政府間において署名締結。日ロ相互間の関係における諸問題についてのいずれの政府の立場及び見解をも害さないという前提に立ち、ロシア主張領海内における我が国の漁業者の操業が実現した画期的な協定であり、この協定に基づき、毎年開催される協議においてその年の操業条件が決定される。

### 北方領土隣接地域

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和57年法律第85号)で規定された、北海道根室市(歯舞群島の区域を除く。)、野付郡別海町、標津郡中標津町、同郡標津町及び目梨郡羅臼町の区域。

### ボランティアハンター

都市部に偏在が顕著であるハンターをボランティアを前提に高齢化や減少が著しい地域でのエゾシカ駆除に活用することを目的に釧路総合振興局が公募・派遣する事業者のこと。

## マ行

### 前田一步園財団

阿寒湖周辺に広がる約3,900ヘクタールの森林を所有し、全域が阿寒国立公園特別地域として指定されている。また、こうした風致景観の維持や野生鳥獣の生息環境などに配慮した天然林施業を主体にした森林管理が行われている。

また、自然環境の保全とその適正な利用促進のための調査研究や人材育成、自然保護思想の普及啓発、顕彰などを行っている。

## マツカワ

雄は全長50cm、雌は80cmに達し、味はカレイ類の中で最上とされる。カレイ刺し網や定置網で混獲され、天然資源は少なく幻の魚と呼ばれて久しい。北海道では、平成18年からえりも以西太平洋で100万尾規模の人工種苗放流が行われており、この海域では海区漁業調整委員会指示により、全長35cm未満のマツカワは海中還元(リリース)が定められている。

## 木育

「木とふれあい・木に学び・木と生きる」取組を通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むこと。

## 木質バイオマス

バイオマスのうち、木材に由来するものをいう。樹木の伐採や造材のときに発生する枝・葉や未利用間伐材などの林地未利用材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑のほか、街路樹の剪定枝や住宅の解体材などがある。

## ヤ行

### 四島交流(いわゆるビザなし交流)

1991年(平成3年)10月、日ソ外相間の往復書簡により設定された、「領土問題解決までの間、相互理解の増進を図り、領土問題の解決に寄与すること」を目的として、「日本国民」と「継続的にかつ現に諸島(歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島)に居住するソ連邦国民」との間の旅券・査証なしによる相互訪問の枠組み。

## ラ行

### ラムサール条約登録湿地

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(イランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択されたことから、一般にラムサール条約と呼ばれている。)に基づき、締約国が特に水鳥の生息地等として国際的にとって重要な湿地を指定し、条約事務局に登録された湿地。

## 6次産業化

一次産業×二次産業×三次産業のことで、それぞれの産業が一体となって、総合産業(6次産業)として発展することをめざし、その際、どれかが欠けると0になってしまうため、いずれも欠かせないという、産業間連携の在り方を示すもの。



## ワ行

### ワークショップ

専門家の助言を受けながら、参加者が共同で研究や創作を行う場。実験的な作業を行い、その内容を披露、論議することで、参加者のスキルを伸ばす。

### ワイズユース

自然の生態系を守りながら、そこから得られる恵みを持続可能な形で利用すること。

### ワンストップ窓口

必要とする関連作業をすべて完了させられる一箇所の窓口。

## 英字（アルファベット順）

### E 北海道ねむろのくにブランド戦略

有識者・地域の様々な取組の実践者・産業団体および地域行政の代表者などをメンバーとした「根室地域ブランド研究会」が、物販・観光のキャンペーンや、首都圏消費者との双方向の交流など地域ブランド強化のための実践的な取組結果を踏まえて、平成20年3月に策定。地域製品の付加価値向上、交流人口の増加、移住者の増加などを目指すもの。

### H A C C P（ハサップ）【Hazard Analysis and Critical Control Point】

製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする食品衛生管理手法の略。

### I C【InterChange】

道路施設の一つで、複数の道路を相互に連絡するための連結路（ランプ）をもつ立体交差部分。一般的に高速道路の出入口のこと。

### I C T【Information and Communication Technology】

情報・通信に関連する技術一般の総称。我が国では、インターネットや携帯電話等の情報通信技術をあらかず言葉として「IT」の語が広く普及しているが、国際的には「ICT」の語が広く定着している。

### N P O【Non-Profit Organization】

非営利組織のこと。政府・自治体や企業とは別に社会的、公益的な活動を行う非営利の組織（団体）。

## TMRセンター

完全混合飼料（Total Mixed Ration）の略。

牛が必要とする養分要求量に合うように粗飼料と濃厚飼料、ミネラル、その他添加物を適切な割合で混合し、ビタミン、ミネラルなどすべてが配分されている飼料のこと。飼料成分が均一であるため、第一胃内の発酵を安定させることができ、乳量、乳質を高位に安定させ消化器系の疾病を減らし、繁殖成績を向上させる働きがある。一方、低泌乳牛と高泌乳牛での養分要求量が異なるため、泌乳ステージなどにあった群分けと飼料設計が必要となっている。

TMRセンターは、TMRを1箇所ですべて集中的に製造し、各酪農家に配送する組織のことで、TMRの調整・宅配のほか、草地管理や自給飼料の共同調製・貯蔵などを行う組織もある。いわゆる「牛の給食センター」とも言われている。

## YES! clean（表示制度）（北のクリーン農産物表示制度）

農産物ごとに定められた化学肥料や化学合成農薬の使用基準や他の農産物と分別して収穫・保管・出荷するなど、一定の基準をクリアした生産集団が生産・出荷する農産物に「YES! cleanマーク」を表示し、併せて、化学肥料の使用量や化学合成農薬の使用回数などの栽培情報を知らせる道独自の農産物表示制度で、「北のクリーン農産物表示要領」に基づくもの。

## 釧路・根室連携地域 政策展開方針

平成25年 3月発行

編集・発行 北海道釧路総合振興局地域政策部地域政策課  
北海道根室振興局地域政策部地域政策課

連絡先 釧路総合振興局：0152-43-9141（直通）  
根室振興局：0153-24-5572（直通）